

宇農再第26号
令和3年5月14日

農家各位

宇都宮市農業再生協議会
会長 横松 久夫
(会長印省略)

作付転換拡大緊急対策支援事業の追加要件について（お知らせ）

日頃より、当協議会事業に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記事業につきましては、令和3年度営農計画書の配布に合わせて添付いたしました「令和3年度 水田農業対策関連事業（国費等）（A3両面カラーちらし）」により周知させていただいたところですが、下記のとおり、県から追加の事業要件が示されましたのでお知らせいたします。

なお、今年度は新型コロナウイルスの影響等により急激な主食用米の需要減少が見込まれており、平年並みの作付けが行われた場合、米価の大幅な下落が懸念されております。

すでに営農計画書をご提出いただいている方につきましても、さらに主食用米から飼料用米等への転換にご協力いただける方は、営農計画書の変更が可能ですので、至急、市農業再生協議会にご連絡ください。

記

1 対象事業

作付転換拡大緊急対策支援事業

(1) 概要

主食用米から対象作物へ作付転換した水田の拡大面積に対して、5,000円/10aを交付

（ 国：2,500円/10a（国から直接交付されます。）
 県：2,500円/10a（市再生協から交付されます。） ）

(2) 対象作物

飼料用米，米粉用米，輸出用米(新市場開拓米)，麦，大豆（いずれも基幹作のみ）

2 追加要件等

- ・ 生産性向上の取組メニューから1つ以上の取組を実施すること（別紙1参照）
- ・ 飼料用米，米粉用米は複数年契約(3年以上)を締結していること
※交付対象となる面積は、令和3年からの複数年契約の締結が必要となります。
なお、交付対象面積の考え方については、別紙2，3をご参照ください。

3 その他

各生産者の営農計画書の内容を確認後、対象となる可能性のある方には、改めて申請書類を送付いたします。

宇都宮市農業再生協議会事務局
(宇都宮市役所 農林生産流通課内)
担当：釜井 TEL 632-2458